

「軽自動車増税」見直しを求める意見書

本年4月、政府は消費税率を8%に引き上げ、来年27年10月には税率を10%に引き上げるとしている。その代替措置として、自動車購入者への二重課税として問題視され続けてきた自動車取得税は、税率を10%に引き上げた段階で廃止する予定となっている。

自動車取得税は都道府県税であり、その70%に近い額が市町村に渡されている。したがって、廃止されると約1,900億円も地方税収に穴があき、行政サービスの悪化が懸念されてくる。

そこで代替財源として目をつけられたのが軽自動車税である。軽自動車税は市町村税であるので、増税分の税収がそのまま市町村の行政サービスに還元されるという住民メリットがある。

一方で、軽自動車の魅力は、車両価格の安さと税負担の軽さと低燃費であり、少子化で家族4人ならば軽自動車で十分という家庭も多く、需要がますます高まる傾向にある。特に、公共交通インフラのおくれた地方へ行けば行くほど普及台数が多く、まさに地方に暮らす庶民の足として便利さを発揮している。

県民経済計算のデータと普及台数のデータを比較しても、県民一人当たり所得の低い県ほど軽自動車の普及台数が高く、軽自動車税が増税になれば所得水準の高い大都市圏よりも地方のほうがより増税の負担を強いられる実態になる。

つまり税負担の逆進性が懸念される。

よって、中津市議会は、政府に対し、平成27年度税制改正においては、地方の生活を支えている軽自動車の「増税」を撤回し、自動車関係諸税の抜本的な見直しを図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9月26日

大分県中津市議会